

2002年4月22日

国際商事仲裁協会の仲裁の実情について

中村達也

1. 沿革

1950年3月に日本商工会議所を中心に経済団体連合会など経済7団体が発起人となって、商事紛争の解決を図り、外国貿易を促進して、我が国経済の健全な発展に資するための機関として日本商工会議所に国際商事仲裁委員会が設置された。その後、国際取引の発展に伴って、事業の拡大と業務の充実のため1953年8月に同会議所から独立し、社団法人国際商事仲裁協会（以下「協会」という）として改組され今日に至っている。なお、1973年からは、物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約（ATA条約）に基づくATAカルネの発給および保証に関する業務を行っている。

2. 協会の仲裁手続の概要

（1）手続規則・規程

協会の仲裁手続は、「商事仲裁規則」（1997年10月1日施行、以下「規則」という）に基づき行われる。仲裁費用については、この規則とは別に、「仲裁料金規程」（1997年10月1日施行）および「仲裁人報償金規程」（1995年1月1日施行）がある。

また、手続規則としては、「商事仲裁規則」以外に、UNCITRAL 仲裁規則を利用する場合の「UNCITRAL 仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則」（1991年6月1日施行）および主に国内企業間の紛争の解決のために制定された「国内商事仲裁規則」（1994年8月1日施行）があるが、現在までいずれも利用されたことはない。

（2）手続の特徴

・ 仲裁人の選定

仲裁人の数は当事者間に別段の合意がない限り原則1人。単独仲裁人は当事者が選定する（規則23条、24条）。仲裁人が3人の場合、当事者がそれぞれ仲裁人を選定し、その選定された仲裁人が第三仲裁人を選定する（規則25条）。いずれの場合も、所定の期間内に選定されないときは、協会が選定する（規則24条、25条）。協会が選定する単独仲裁人または第三仲裁人の国籍について、当事者は協会に対して第三国籍を要求することができ、かかる要求があったときは、協会はその要求を十分に勘案しなければならない（規則24条3項、25条5項）。実務上、協会にかかる要求をすべて受け容れて第三国籍人を仲裁人に選定している。

また、仲裁人選定の便宜をはかるため仲裁人名簿が常備されているが（規

則 8 条) 当事者は仲裁人を名簿から選定する必要はない。現実に名簿が利用されることは少ない。名簿搭載者は、日本人 71 人、アメリカ人 18 人、ドイツ人 2 人、イギリス人 1 人の計 92 人。現在、仲裁人名簿の見直しを検討中。

- ・ 仲裁合意
仲裁付託契約よるごく稀な例を除きすべて仲裁条項による仲裁である。
- ・ 仲裁費用
仲裁料金は「仲裁料金規程」による。主な料金は、管理料金で、請求金額に応じて決まる。たとえば、請求金額が 1 億円の場合には 130 万円。
仲裁人報償金は、タイムチャージによる。時間単価は 4 万円、3 万円、2 万 5 千円。この時間単価については、全当事者と仲裁人との間別途合意ができる。ただし、請求金額の応じた上限が定められている。たとえば、請求金額が 1 億円の場合、400 万円(単独仲裁人の場合)、960 万円(仲裁人が 3 人の場合)。
- ・ 仲裁手続の国際化の動き
1996 年の「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」いわゆる外弁法の改正により外国弁護士が一定の要件の下に国際仲裁事件の手続について代理を行えることが明確となり、外国弁護士が代理人となり、その結果外国人が仲裁人に選定される事件が顕現しており、従前には見られなかったいわば仲裁手続の国際化が進んでいる。

(3) 取扱事件の概要

過去 5 年間の取扱事件の概要は別添のとおり。

3. その他

仲裁以外に制度としては、斡旋、調停がある。前者は主に外国企業から日本企業に対する苦情処理で、年に十数件の依頼を受けている。後者は「商事調停規則」(1972 年 1 月 1 日施行)によるが、利用はされていない。

4. 別添資料

- ・ 商事仲裁規則、仲裁料金規程、仲裁人報償金規程
- ・ 協会の取扱仲裁事件の概要(2002 年 1 月 7 日付)

以上